行方市告示第114号

行方市空家等解体費補助金交付要綱(令和７年行方市告示第９号)の一部を次のように改正する。

令和８年11月２日

行方市長　　髙　須　敏　美

第４条第１項第１号中「又は相続人」を「，相続人，相続財産清算人又は相続財産管理人」に改める。

第８条中第10号を第11号とし，第６号から第９号までを１号ずつ繰り下げ，第５号の次に次の１号を加える。

(6)　相続財産清算人又は相続財産管理人が申請する場合は，選任を証する書類

様式第１号を次のように改める。

様式第１号(第８条関係)

年　　月　　日

行方市空家等解体費補助金交付申請書

行方市長　　様

申請者住所
申請者氏名
電話番号

年度行方市空家等解体費補助金の交付を受けたいので，行方市空家等解体費補助金交付要綱第８条の規定により，関係資料を添えて申請します。
なお，同要綱第４条第１項第２号の規定に関し，市が調査することに同意します。

<table>
<tr><td>建築物の所在地</td><td colspan="4">行方市</td></tr>
<tr><td>建築物の所有者
（相続人等）</td><td colspan="4">住所：
氏名：</td></tr>
<tr><td>建築物の種類</td><td colspan="4">□専用住宅　□併用住宅　□共同住宅　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の概要</td><td>階数</td><td>階</td><td>敷地面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延べ床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>解体工事費予定額</td><td colspan="4">金　　円</td></tr>
<tr><td>補助金交付申請額</td><td colspan="4">金　　円</td></tr>
<tr><td>解体工事請負者</td><td colspan="4">請負者名
建築業の許可（　　）第　　号
所在地　行方市
電話番号</td></tr>
<tr><td>解体工事期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

添付書類等　　（裏）

番号	書類等	自　己 チェック	担当課 チェック
1	補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し		
2	補助対象空家等の配置図及び現況写真		
3	相続人が申請する場合は，所有者の戸籍謄本，除籍謄本その他の申請者と補助対象空家等の所有者の関係が確認できるもの		
4	登記事項証明書その他の補助対象空家等の所有者及び建築時期が確認できる書類		
5	代理人が手続をする場合は，所有者又は相続人の委任状		
6	相続財産清算人又は相続財産管理人が申請する場合は，選任を証する書類		
7	補助対象空家等の共有者又は相続人の同意書		
8	市税等の滞納がないことを証する書類		
9	誓約書（様式第２号）		
10	補助対象工事を行う工事業者が，建設業法第３条第１項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第１項の規定による登録を受けたことを証する書類		
11	その他市長が必要と認める書類 （　　）		

附　則

この告示は，公表の日から施行する。